

別表第1（第3条、第15条関係）【土砂基準・改正後】

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
ひ 砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1ℓにつき0.002mg以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

チウラム	検液 1 lにつき0.006mg以下	環境基準告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 lにつき0.003mg以下	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 lにつき0.02mg以下	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 lにつき0.01mg以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 lにつき0.01mg以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 lにつき0.8mg以下	規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1 c) (注 ^(*) 第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 lにつき 1 mg 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液 1 lにつき 0.05mg 以下	環境基準告示付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにおいては、土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号) 付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機^{りん}」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この表の 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。